

令和2年  
第2回定例会

## 新型コロナウイルス感染症対応補正予算を追加

### 小・中学校のICT環境整備へ

令和2年第2回定例会は6月9日から30日までの22日間開き、18議案をすべて可決・認定・同意しました。(5ページに議員別賛否の状況を掲載) このうち11日、12日、16日、17日は各常任委員会を開催。また、22日、23日、25日、26日の4日間にわたり、一般質問を行いました。(8~11ページ掲載)

#### 議案審議

##### 令和2年度城陽市一般会計補正予算(第3号) 可決

歳入歳出にそれぞれ1億2639万8000円を追加し、補正後の予算総額を395億3022万5000円とするもの。

主な歳出として▽地域ふれあいセンター体▽寺田駅周辺整備▽農業者支援に係る経費等を計上するほか、北部コミュニティセンター耐震補強等整備事業への債務負担行為を設定しています。(委員会付託省略)

##### 令和2年度城陽市一般会計補正予算(第4号) 可決

歳入歳出にそれぞれ7億3438万2000円を追加し、補正後

の予算総額を402億6460万7000円とするもの。

主な歳出として▽新型コロナウイルス感染症の第二波感染拡大防止対策▽子育て世帯応援臨時給付金の支給▽ひとり親等世帯応援臨時給付金の支給▽ICT教育の推進に係る経費などを計上しています。

議員は①子育て世帯および②ひとり親等世帯への給付金支給はスピーディーに行われるのかと尋ねたのに対し、市は①市独自の施策で令和2年7月末を予定②同じく8月末を予定と答えました。

このほか市内小・中学校へのICT機器整備について、議員の「6000台のタブレットを配備すると聞くが、同時期に納入可能か」との問いに、市は「年内に納品可能と聞いており、まずはICT推進モデル校の市内

3校に優先的に配備し、順次各校に配布していく」と説明しました。(委員会付託省略)

##### 城陽市税条例等の一部改正 可決

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができ、新制度の拡大や、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止措置による納税者への影響緩和を図るため、個人市民税、軽自動車税等に係る特例措置を規定する必要等が生じたことから、所要の改正を行うもの。

この改正により、市長が指定する一定の文化芸術・スポーツイベントがコロナ対応で中止され、参加者が払い戻しを請求しない場合は個人住民税の寄附金控除対象となりますが、市は「該当する市内イベントは、主催者が文

化庁に申請した中には確認されていない」と説明しました。

委員が「所有者不明の確定要件および件数」を問いましたが、市は「相続人全員が相続を放棄したり、そもそも相続人が存在しない状態を不明として扱っており、概算で10件程度を市内で把握している」と回答。

さらに委員は、本改正の趣旨を問いましたが、市は「固定資産を所有し登記した者が死亡した場合、相続権のある相続人の調査に多大の労力を要するケースがある。そのため、探索を行っても所有者が不明の場合は使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、かつ現所有者に賦課徴収に必要事項を申告させる規定を設け、迅速な課税を図る」と説明しました。

(総務常任委員託付)

